

## 様式 C-19

### 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 6 月 3 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2006～2008

課題番号：18530054

研究課題名（和文） 金融資産の口座振替システムに関する研究

研究課題名（英文） A Study on Financial Account Transfers

研究代表者

コーベンズ 久美子 (KOENS KUMIKO)

山形大学・人文学部・准教授

研究者番号：00375312

研究成果の概要：

金融資産の口座振替システムの法律構成は、アメリカ統一商法典第八編の規定枠組みを基礎にすれば、証券、預金を含め統一的に捉えることが可能であることを明らかにした。それは、基本的には口座記録が証券、預金などの金融資産の帰属を端的に表すと捉え、投資者、預金者がいかなる権利を有するかについては、金融機関等の口座管理機関との関係において規定するというものである。このように考えると、証券決済システムと資金決済システムの相違は、一つには口座管理機関が口座保有者から預かった金融資産に対する口座保有者の返還請求権の性質と言える。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総 計	2,100,000	420,000	2,520,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：口座振替、証券決済、信託

#### 1. 研究開始当初の背景

証券市場の国際的競争力を高めるため、

より安全で効率の高い証券の振替決済システムの構築が緊急の課題と認識されていた中、平成13年に「短期社債等の振替に関する法律」が成立した。本法律は、その規

制対象を社債、国債等へと拡張して行き、平成16年には、株式をも含むさまざまな証券の振替決済に関する基本法である「社債、株式等の振替に関する法律」に改正された。

本法律に基づく証券の口座振替システムは、口座記録である証券を従来の紙片と同様、モノとして取り扱い、それを基礎とした理論構成により権利の帰属や移転が確定するとされている。たとえば、証券会社破綻の際の投資者の権利保護や誤振替の場面における証券の返還請求権などが、証券がモノであることの法律効果として説明されている。確かに、これらの権利は投資者保護の観点から極めて重要であり、口座振替による決済システムにおいても継承されるべきものであるが、そもそも口座記録としての証券をモノとして取り扱うことが可能であるのかという疑問が本研究の問題意識である。従来の有価証券取引は、個別の特定された有体物である紙片としての証券が、転々と譲渡人から譲受人へと移転していくものであり、有価証券法理はそのような取引形態を想定したものである。しかしながら現代の口座振替による決済システムにおいて現実に行われているのは、口座残高の増額記帳と減額記帳のみであり、従来のように証券を個別化し特定できるシステムではない。口座記録としての証券をモノとして取り扱うことは、システムの構造上無理があるのではないか。

他方、技術的には同じ口座振替システムにより権利の帰属・移転を行うものとして、資金決済手段として利用される銀行口座がある。資金決済においては、預金者の権利は口座管理機関としての金融機関に対する債権として構成され、金融機関破綻の際に預金者は一般債権者となり、また誤振込に対しても不当利得債権を有するに過ぎないとされている。証券決済と資金決済は、もともとの証券、金銭に対する法的な取扱いが異なっていたという沿革から、違った法律構成によってシステムの運営がなされてきているのである。

しかし、特定性を喪失しているとされる金銭と同一の権利移転の仕組みを利用していながら、証券のみが特定性を維持していくことは不自然であるし、またそれが是認されるのであれば適切な理由が明らかにされなくてはならない。と同時に、近時、先に述べた金銭所有者の保護のあり方についても議論が再燃しつつあることに照らすと、口座振替を利用した権利の帰属および移転の理論につき、証券、金銭とともに再考する必要があると考えられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、証券の口座振替決済システムに関する法律構成について、従来の有体物である証券に適用されてきた物権法理、有価証券法理を継承することの疑問を出発点とし、これに代わる新たな法律構成の提示を目的とする。また、同様の口座振替システムを利用する預金の取扱いについても、近時疑問が提示されていることに照らし、新たな法的枠組みの構築を指向する。

その際、具体的に、それぞれのシステムにおける口座記録の意義を明らかにした上で、口座管理機関と投資者あるいは預金者である口座保有者との法的関係を明らかにする。そしてこれらの検討を踏まえ、金融資産の口座振替システムについて統一的な法律構成のあり方を提示することを目的とする。

## 3. 研究の方法

### (1) 資料収集および分析

#### ①信託法理の適用の可能性について

口座振替システムは、口座管理機関が口座保有者の証券、金銭などの金融資産を預かり、管理するという関係が土台となっている。それも口座記録という物体性の全くない単なる数額によってのみ資産の量が管理されていることから、いわゆるモノの寄託とは異なる取扱いが必要であることが認識され、これまでにも信託法理の活用が示唆されてきていた。このような視点から、本研究は、とりわけ資金決済のさまざまな場面において信託法理を適用する英米法の判例、文献を分析した。

#### ②アメリカ統一商法典第八編の分析

アメリカ合衆国は1994年に、証券決済について規制している統一商法典第八編の改正を行った。本法は、概ね、わが国の「社債、株式等の振替に関する法律」と対極の法律構成を基礎とするものとして紹介されてきたと言える。すなわち、投資者の権利を口座管理機関に対する「債権」「請求権」として捉えており、わが国の資金決済に類似すると捉えられている。しかし、その改正の根底にある発想は、新しい現象の本質を明らかにした上で、それに整合的な法律構成を構築しようとするものである。本研究は、口座振替システムの仕組みの特徴を整理した上で、アメリカ統一商法典第八編

の口座管理機関を通して証券を保有する投資者に関する規定の再検討を通して、わが国の「社債、株式等の振替に関する法律」の解釈のあり方を考えることとした。

## (2) 研究会等における報告・質疑応答および聞き取り

資料の分析から検討した結果を研究会等で報告し、質疑応答を通してその検証を行うと同時にさらなる問題の所在を明らかにし、今後の理論展開の方向性を探る。また、日銀、全銀協、金融機関等、実務家および金融取引を専門とする弁護士、会計士の方々に、聞き取りをする。実務の取扱いを踏まえた理論のあり方を模索する。

## 4. 研究の成果

(1) 英米法の追及の法理に関する分析から、口座振替システムにおける証券の特定性について検討した。追及の法理の対象領域は広範であるため、その分析は一部にとどまっているものの、財産を追及する根拠として当該財産の権利者の権利内容が、当該財産が混入している財産全体の帰属を主張する者の権利内容とは異なるがゆえ、当該財産を特定し、優先的な返還請求権を有することを明らかにした。かつてアメリカ合衆国においては、証券会社の破綻に際し、その時点で証券会社が保管している証券の帰属者を特定した上で、財産処理をしたことが批判された。つまり、証券会社の顧客のように権利内容が同質であれば平等に取り扱うことが公平なのである。顧客の権利を充當できない部分については、保険に類似する制度が有用であり、実際、「社債、株式の振替に関する法律」においては加入者保護信託の制度を用意している。

(2) わが国においては、金融資産の口座振替システムに関する法律構成につき、口座記録が表す金融資産に対する従来の取扱いを継承したと言われている。つまり、証券はモノとして口座保有者に帰属するから、口座保有者は証券の所有者であり、また預金は債権として口座保有者に帰属するから、口座保有者は銀行に対する一般債権者であるという構成を取っている。他方、これまでアメリカ統一商法典第八編については、投資者は口座管理機関に対し債権的な権利を有することから、わが国における預金に近いものとして紹介されてきた。そこでアメリカ統一商法典第八編の再検討を通して、証券決済と資金決済の類似点、相違

点を明らかにすることを試みた。その結果、アメリカ統一商法典において、口座記録というのは証券、金銭等の金融資産が口座保有者に「帰属」すること表してはいるが、そのことにより口座保有者がいかなる権利を有するかについては、別途規定するという構成を取っていることが明らかになった。このことから、第一に、証券の口座振替決済システムにおいては、口座保有者である投資者は口座管理機関を通してのみ権利行使をすることが可能な仕組みになっているため、いずれの法律構成を取るにせよ、口座管理機関の役割を認識した上で、その権利・義務を明確にする必要があるといえる。第二に、資金決済についても、同様の枠組みで法律構成を考えることが可能であるが、預金者が銀行に対する関係では一般債権者として取り扱われるということが証券決済との決定的な相違と考えられると結論づけた。

(3) もう一点、証券と預金の取扱いについて明らかな相違があるのが、誤振替、誤振込の場面である。証券はモノとして取り扱われているがゆえに、誤振替の場合、返還請求者は物権的返還請求権を有するとされる。他方、預金の誤振込の場合は、記帳により預金債権が成立し、誤振込人は一般債権者と同等の不当利得返還請求権を有するにとどまる最高裁は判断した。この最高裁平成8年4月26日判決の評価をめぐり、さまざまな議論が展開された。最高裁の理論構成については正当であると評価されているにもかかわらず、結論の妥当性につき疑問が提示されては来たが、議論の進展の見られない状況が続いていた。そこでこの問題につきより積極的な議論を信託法理を基礎に展開している英米法の状況につき、分析をした。過誤払いの事案で擬制信託を適用し返還請求者に優先的返還請求権を認めているものは、原因関係上の瑕疵ではなく支払いに関して瑕疵がある場合であることを明らかにした。このことから、わが国における誤振込の事案も、原因関係の不存在ではなく、支払システムの瑕疵として捉えることにより、誤振込人に優先的返還請求権を与えるルールが正当化されるのではないかという結論を提示した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕（計3件）

(3)連携研究者

①コーベンズ久美子、「預金の帰属と優先的返還請求権—英米法の信託法理の検討を手がかりとして—」、山形大学法政論叢、44・45合併号、1頁 - 42頁、(2009)、査読なし。

②コーベンズ久美子、「信託法理と証券会社が預かる顧客資産の『帰属』」、山形大学紀要(社会科学)、37卷2号、67頁 - 85頁、(2007)、査読あり。

③コーベンズ久美子、「口座振替決済システムにおける証券の特定性」、私法、68号、229頁 - 236頁、(2006)、査読なし。

[学会発表] (計0件)

[図書] (計1件)

コーベンズ 久美子・淺木慎一・小林量・中東正文・今井克典編、信山社、『検証会社法』、(2007)、678頁、419頁 - 457頁(「証券振替決済システムにおける権利の帰属と移転の理論—アメリカ統一商法典第八編の再検討を通して—」)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

6. 研究組織

(1)研究代表者

コーベンズ 久美子(KOENS KUMIKO)  
山形大学・人文学部・准教授  
研究者番号 : 00375312

(2)研究分担者